

福井市海外向け商談会出展支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福井市海外向け商談会出展支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福井市補助金等交付規則（昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 少子高齢化の進展などにより今後国内の食市場の縮小が見込まれる中、海外向け商談会に出展する事業者に対し、出展費用の一部を補助することで、福井市並びに福井嶺北産の農林水産物及び地酒等加工品の海外販路拡大や事業者の所得向上を目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。
- (2) 海外向け商談会 沖縄県にて開催される国際食品商談会である「沖縄大交易会（主催：沖縄大交易会実行委員会）」をいう。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に全て該当する者とする。

- (1) 中小企業者であること。
- (2) ふくい嶺北連携中枢都市圏内に本社を有していること。
- (3) 所在する市町において市町税の滞納がないこと。
- (4) 出展にあたり他の助成金等を受給していないこと。
- (5) 海外向け商談会の主催者が定める参加要件を満たし、出展の意向を有していること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業、経費、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるものとし、補助金の額は予算の範囲内とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付申請額の合計が予算額を超える場合は、予算の範囲内において、各申請者の補助金交付額を按分して交付するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する期間に、福井市海外向け商談会出展支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について決定し、福井市海外向け商談会出展支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定に係る事業(以下「補助事業」という。)の内容又は経費の変更を必要とする場合は、事前に福井市海外向け商談会出展支援事業補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の市長が認める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業の内容を変更する場合において、補助金の当初の交付の目的に関係のない事業計画の細部の変更を行うもの。

(2) 補助対象経費を変更する場合において、各補助対象経費の二十パーセントを超えない変更を行うもの。

3 市長は、第1項の場合において、その変更の内容を審査し、相当と認めたときは、その変更を承認し、福井市海外向け商談会出展支援事業補助金変更承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ福井市海外向け商談会出展補助金中止承認申請書(様式第7号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の場合において、その内容を審査し、福井市海外向け商談会出展支援事業補助金中止承認通知書(様式第8号)により、当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、規則第11条の規定により、速やかに福井市海外向け商談会出展支援事業補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書(様式第10号)

(2) 収支決算書(様式第11号)

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された書類を審査し、相当と認めたときは、規則第12条の規定により、交付する補助金の額を確定するものとする。

2 前項の補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 市長は、第1項の確定をしたときは、福井市海外向け商談会出展支援事業補助金額確定通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 前条の通知を受けた補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、規則第14条の規定により、福井市海外向け商談会出展支援事業補助金交付請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定の後、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 交付決定の内容に違反したとき。

(3) 事業を中止したとき。

(4) その他事業の執行について、不正行為があったとき。

(補助金の返還)

第14条 補助事業者は、前条の規定により交付決定の全部又は一部の取消しを受けた場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該取消に係る金額を市長が別に定める日までに返還しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期限後に納付したときは、福井市市税賦課徴収条例（昭和25年福井市条例第39号）の例により延滞金を納付しなければならない。

(報告の徴収)

第15条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者等から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

2 補助事業者は、前項に規定する報告若しくは調査等の要求があったときは、速やかに応じなければならない。

(関係図書の保存)

第16条 補助事業者は、補助金の交付を受けた事業の実施に係る関係図書、収支に関する帳簿及び支払に関する証拠書類については、対象事業が完了した日から5年間保管しなければならない。

(書類の提出方法)

第17条 この要綱の規定により提出する書類については、書面によるほか、電磁的記録による作成に代えることができるものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限りでその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

対象事業	沖縄大交易会
対象経費	出展費（消費税は除く） （1）出展料（小間料）
補助率	1／2以内（計算後、千円未満は端数切捨て）
補助金額の上限	11万円